

(次期図書館情報システム機器一式借入契約)

入札説明書

令和7年6月
高知県立図書館

入札説明書

1 競争入札に付する事項

- (1) 借入物品名及び数量
次期図書館情報システム機器 一式
- (2) 借入物品の規格・性能等
別紙要求仕様書のとおり
- (3) 借入物品の条件等
別紙要求仕様書のとおり
- (4) 借入期間
令和8年3月1日から令和13年2月28日まで
- (5) 納入期限、納入数量及び納入場所
別紙要求仕様書のとおり
- (6) 入札方法
 - ア 入札金額は、(4)で示す借入期間の月額賃貸借料を入札書に記載すること。
 - イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札参加資格

次に掲げる全ての要件を満たす者は、この一般競争入札に参加することができる。

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 次に掲げる要件のいずれにも該当しない者であること。ただし、イからエまでについては、当該手続開始の決定がなされた後又は当該調停の手続が開始された後に、高知県知事が定める手続に基づく物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札参加資格の再認定を受けているものにあつては、この限りでない。
 - ア 破産法（平成16年法律第75号）第18条第1項又は第19条第1項若しくは第2項の規定に基づく破産手続開始の申立てを行った者
 - イ 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立てを行った者
 - ウ 特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律（平成11年法律第158号）に基づく特定調停手続開始の申立てを行った者
 - エ 民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく再生手続開始の申立てを行った者
- (3) 高知県における「令和6～令和8年度競争入札参加資格者登録名簿（物品購入等関係）」に登録されている者であること。
- (4) この入札公告の日から入札の日までの間に、高知県物品購入等関係指名停止要領（平成7年12月高知県告示第638号）に基づく指名停止等の措置を受けていない者であること。
- (5) この入札公告に係る入札参加資格があることの確認を受ける日から入札の日までの間に、令和6年度から令和8年度までに県が発注する物品の購入又はサービスの契約に係る一般競争入札又は指名競争入札の参加者の資格等（令和5年9月高知県告示第638号。以下「告示」という。）第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けていない者であること又は告示第1の2の（9）に該当しない者であること。
- (6) 借入物品の要求仕様書に合致した物品及び数量を確実に納入し得ることを証明し、か

つ、当該借入物品に係る迅速なアフターサービス及びメンテナンスの体制（アフターサービス及びメンテナンスの実施を入札者以外の者が担保する場合を含む。）が整備されていることを証明した者であること。

3 契約条項を示す場所等

（１）契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

郵便番号780-0842

高知市追手筋二丁目１番１号 オーテピア高知図書館４階

高知県立図書館

電話番号：088-802-6005

FAX：088-872-6479

メールアドレス：310402@ken.pref.kochi.lg.jp

（２）入札説明書の交付方法

ア 手渡しによる交付の場合

令和７年６月10日（火）から同年６月26日（木）まで（高知県立図書館の設置及び管理に関する条例（昭和25年高知県条例第68号）第２条各号に掲げる休館日を除く。）の午前９時から午後５まで（午後零時から午後１時までの間を除く。）の間に（１）の交付場所で交付する。

イ ダウンロードによる交付の場合

令和７年６月10日（火）午前９時から同年６月26日（木）午後５時までの間に高知県立図書館のホームページ（<https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/310402/>）で交付する。

4 入札に関する質疑

入札についての質疑がある場合は、次により質疑書を提出すること。

（１）提出期限

令和７年６月17日（火）午後５時

（２）提出方法

電子メールの添付ファイルとして３（１）のメールアドレスへの送信により質疑書（様式１）を提出することとし、送信した旨を電話で３（１）の問い合わせ先に伝えること。

（３）質疑に対する回答

質疑と回答の内容は、令和７年６月20日（金）午後５時までに、高知県立図書館のホームページに掲載するので、質疑の有無に関わらずホームページを確認すること。

なお、口頭での質疑には応じない。

5 入札参加資格の確認

（１）申請書等の提出方法及び提出期限等

この一般競争入札に参加を希望する者は、次に掲げる書類を令和７年６月26日（木）午後５時までに３（１）の入札説明書の交付場所に持参又は郵送（同日午後５時必着。書留郵便に限る。）により提出し、この入札に参加する資格があることの確認を受けなければならない。

また、入札者は開札の日までの間において、高知県立図書館長（以下「図書館長」という。）から、当該書類に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

なお、書類に不備が認められたときは受付をしない（郵送による提出の場合は返送する。）場合があるので、余裕をもって提出すること。書類に不備な点や不明な個所があって、図書館長から補正又は説明を求められた場合、令和7年7月2日（水）午後5時までにその補正又は説明ができなかったときは、入札参加資格を認めないものとする。

ア 「一般競争入札参加資格確認申請書」（様式2）

様式2に必要事項を記入のうえ押印すること。

イ 「応札仕様書」

本入札により落札した場合に納品する物品の仕様書。

なお、項目立ては、別紙「次期図書館情報システム機器一式借入契約（令和7年度）要求仕様書（以下「要求仕様書」という。）」の「第4 納入機器仕様」の項目と同じものとする。ただし、項目の下に詳細項目を設けることは妨げない。

ウ 「仕様比較表」

要求仕様書「第4 納入機器仕様」で求める仕様とイに記した仕様の比較表。

ただし、イを要求仕様書「第4 納入機器仕様」と比較できる形式で作成した場合、イとウをまとめて「応札仕様書兼仕様比較表」として提出することができる。

なお、比較表には要求仕様を満たすことを容易に確認できる状態にした資料※を添付して提出すること（要求仕様書「第4 納入機器仕様」の参考製品と同一の機器の場合は省略できる）。

※製造会社発行のカタログ、機器説明文書等の仕様が記載されている箇所のページにインデックスを付け、要求仕様の項目を記載している箇所を囲む等により明示した資料又は製造業者による機器仕様適合証明書

エ 「製造業者出荷証明書」

イに記載の物品を納入できることを証明する製作会社毎（自社製作の場合を含む）の出荷証明書。ただし、複数の物品の製作会社が同一の場合は、各物品の品名、型名、数量を一覧表にまとめた証明書を提出すること。

オ 「納入・保守等体制図」

借入物品の納入・保守等に係る具体的な体制等（関係する事業所の名称及び所在地、人員数、保守に係る連絡体系図等）を記載した書類。

カ 「業務実績証明書」（様式3）

令和5年6月から令和7年5月までの間における、国（独立行政法人及び国立大学法人を含む。）又は地方公共団体との同種かつ規模が同等以上の業務実績について、様式3に契約書の写し等を添付して提出すること。業務実績がない場合には、業務名欄の1行目に「実績なし」と記載して提出すること。

キ 「補足資料」

上記提出資料のほか、図書館長が必要と判断して補足資料の提出を求めた場合に提出すること。

（2）入札参加資格の有無の通知

入札参加資格の有無については、令和7年7月9日（水）午後5時までに申請者に電子メールにより通知する。

（3）資格要件を満たしていなかった者に対する理由説明

ア 申請書等を提出した者のうち、資格要件を満たしていなかった者に対しては、満たしていなかった旨及びその理由を書面により通知する。通知を受けた者は、令和

7年7月11日（金）午後5時（必着）までに書面により図書館長に対して、資格要件を満たしていなかったことについての説明を求めることができる。

イ 図書館長は説明を求められたときは、令和7年7月16日（水）までに回答する。

6 入札及び開札

（1）入札及び開札の日時

令和7年7月24日（木）午後2時

（2）入札及び開札の場所

高知市迫手筋二丁目1番1号 オーテピア高知図書館4階 集会室

（3）入札書の様式は、別紙の様式4のとおりとする。

（4）代理人が入札する場合は、委任状（様式5）を入札担当者に提出し、確認を受けた後で入札書を投函すること。

（5）入札書の記載事項を訂正する場合は、当該訂正部分について押印をしなければならない。ただし、入札金額の訂正はできない。また、提出した入札書の引換え、変更又は取消しをすることができない。

（6）入札後、当該入札関係資料等についての不知、不明等を理由として異議を申し立てることはできない。

（7）郵送による入札の場合は、次に掲げるところによる。

ア 入札書は、業務の名称、入札の日時及び氏名（法人の場合は名称。）を記載した封筒に入れて封かんすること。

なお、9に規定する再度入札に参加する場合は、初度入札と再度入札に係る入札書を別々の封筒に入れて封かんし、各々の封筒には前記の必要事項のほか「初度入札」「第2回入札」「第3回入札」と記載すること。

イ アの封筒をさらに別の封筒に入れて封かんし、表面に「入札書在中」及び「親展」と朱書きしたうえで、書留郵便により令和7年7月23日（水）午後5時（必着）までに3（1）の入札説明書の交付場所に郵送すること。

（8）開札は、（1）及び（2）の日時及び場所において入札者等の立ち会いのもとで行う。入札者等は、郵送の場合を除き、（1）及び（2）の日時及び場所において所定の入札箱に投函のうえ、開札に立ち会うこと。

ただし、入札者等が全て郵送で、かつ、立ち会うことができない場合は、入札事務に関係のない職員を立ち会わせて行う。

（9）入札書の押印を省略する場合は、以下のアからエまでのとおりとする。

ア 共通

（ア）押印を省略した入札書の訂正又は文字の挿入は行わず、再作成すること。

（イ）押印の有無にかかわらず、電子メール及びファックスによる提出は不可とする。

イ 対面による入札

（ア）入札担当者が入札会場で入札担当者又はその代理人の本人確認を行うため、顔写真付き身分証明書（運転免許証、マイナンバーカード、パスポート、顔写真付き社員証等）を提示すること。

（イ）入札者又はその代理人の本人確認が行えなかった入札書は無効とする。

ウ 郵便による入札

（ア）入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先（電話番号）を記載すること。

（イ）入札書に責任者及び担当者の氏名、連絡先の記載がない又は記載内容が不明瞭で判別できない入札書は無効とする。

エ 開札時に、電話により責任者又は担当者の在籍確認が行えなかった入札書は無効とする。

7 入札保証金

高知県契約規則（昭和39年高知県規則第12号。以下「規則」という。）第9条及び第10条の規定による。

8 入札の無効

この入札公告に示した入札参加資格のない者がした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者がした入札その他規則第21条各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

9 落札者の決定方法

- （1）規則第15条の規定により決定された予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とする。ただし、落札者が、入札の日から契約を締結する日までの間に、告示第1の2の（9）に該当し、告示第7の規定により入札参加資格の取消しを受けたとき又は告示第1の2の（9）に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- （2）同価格の者が二人以上あるときは、当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定するものとする。この場合において、該当入札者のうち郵送による者又はくじを引かない者があるときは、入札事務に関係のない職員に、これに代わってくじを引かせ、落札者を決定するものとする。
- （3）予定価格の範囲内で有効な入札をした者がいないときは、再度入札を行う。
- （4）再度入札を2回（初度入札を含め合計3回）の入札を行ってもなお落札者がいないときは、入札不調とする。

なお、入札不調の場合は、最低価格の入札をした者から予定価格の範囲内において随意契約の折衝を行うことがある。

10 契約保証金

規則第39条及び第40条の規定による。

11 契約書作成の要否

要

12 契約条項

別紙契約書（案）のとおり

13 契約日

令和7年8月1日（金）（予定）

14 資格審査に関する事項

2の（3）に掲げる入札参加資格要件を有しない者で、この一般競争入札に参加を希望するものは、高知県知事が定める申請書に必要書類を添えて、高知県会計管理局総務事務センターに提出すること。ただし、令和7年6月13日（金）午後5時までに申請を行わな

かったときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられない。また、同日までに申請を行った場合でも、申請書類に不備があるときは、この入札公告に係る入札参加資格が与えられないことがある。

なお、申請書を提出するときは、この入札公告の日、入札の件名及び入札の日時を当該申請書の欄外に朱書きするとともに、当該事項を申し出ること。

15 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨とする。
- (2) 当該入札の参加及び契約の締結等に関して要した費用は、当該入札者及び当該契約の相手方の負担とする。
- (3) 落札者が、高知県から、「高知県の事務及び事業における暴力団排除に関する規程」に基づく入札参加資格停止措置を、入札の日から本契約の日までの期間内に受けたとき又は同規程第2条第2項第5号に規定する排除措置対象者に該当したときは、当該落札者と契約を締結しないものとする。
- (4) 落札者は、落札決定後すみやかに年度毎、機器毎の金額が分かる委託料内訳書を提出すること。
- (5) 入札等に関して当該説明書に記載のないその他事項に関しては、規則のほか高知県会計規則、別紙「物品購入等一般競争入札心得」等の定めによる。